

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
30000	国民健康保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

扶桑町は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

愛知県 扶桑町長

公表日

令和5年4月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	<p>国民健康保険は、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)及び関係法令に基づき、市町村などが運営する保険制度である。</p> <p>住民は、当該市町村に申請を行うことで保険に加入することができる。保険加入後、市町村では住民に、病院での自己負担が軽減される保険証を発行する。市町村は、賦課期日時点で資格がある住民に対して、保険料(税)計算を行い、徴収を行う。また、給付事務として各種給付の申請受付、管理、支払事務などを行う。</p> <p>・本事務における特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用する。</p> <p>①被保険者の資格管理(被保険者の資格得喪・変更等の事務処理を行い台帳を整理する。被保険者証、限度額適用認定証、高齢受給者証等給付に係る証を交付する。)</p> <p>②賦課管理(所得及び固定資産に関する確認を行い、賦課台帳を整理する。賦課決定し通知書を発送する。減免に関する事務処理を行う。)</p> <p>③収納管理、口座情報管理(収納・還付・充当を行う。公金消込および日計・月計等各種集計事務を行う。納税証明発行事務を行う。口座情報の管理、異動、照会を行う。)</p> <p>④滞納情報の管理、滞納整理(滞納者の情報を管理し、納付勧奨を行う。保険税の督促及び滞納整理、不納欠損を行う。宛名情報、送付先確認および公示送達事務を行う。)</p> <p>⑤給付管理(給付に関する申請書及び届出書の内容を確認する。給付処理、給付実績を管理する。)</p> <p>⑥国保広域化に伴い情報集約の委託先となる国保連合会の運用管理する国保情報集約システムへ資格情報等の連携を行う。</p> <p>⑦オンライン資格確認等に必要な資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務を行う。</p>
③システムの名称	国民健康保険システム、住民記録システム、住民基本台帳ネットワークシステム、宛名納付システム、個人住民税システム、固定資産税システム、収納管理システム、滞納管理システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム、国保総合システム、THINK滞納管理システム、医療保険者向け中間サーバー等
2. 特定個人情報ファイル名	
(1) 被保険者台帳情報ファイル (2) 宛名納付ファイル (3) 賦課情報ファイル (4) 給付情報ファイル (5) 収納情報ファイル (6) 滞納情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条並びに同法別表第一第16項及び第30項、国民健康保険法第113条の3
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>番号法第19条第8号、同法附則第6条第4項及び同法別表第二(別表第二における情報提供の根拠)</p> <p>第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項又は「国民健康保険法」が含まれる項及び第三欄が「医療保険者」が含まれる項のうち、第四欄に「医療保険給付関係情報」若しくは「医療保険各法その他の法令による給付の支給に関する情報」が含まれる項(第1項、第2項、第3項、第4項、第5項、第9項、第17項、第26項、第27項、第30項、第33項、第39項、第42項、第46項、第58項、第62項、第80項、第87項、第88項、第93項、第97項、第106項及び第120項)</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠)</p> <p>第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、事務の内容に「地方税の賦課徴収」又は「国民健康保険法」が含まれる項(第27項、第42項、第43項、第44項及び第45項)</p> <p>国民健康保険法第113条の3</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	扶桑町健康福祉部戸籍保険課
②所属長の役職名	戸籍保険課長
6. 他の評価実施機関	
-	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	扶桑町総務部行政課 情報公開・個人情報保護担当 480-0102 愛知県丹羽郡扶桑町大字高雄字天道330 問い合わせ先電話番号 0587-93-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	扶桑町総務部行政課 情報公開・個人情報保護担当 480-0102 愛知県丹羽郡扶桑町大字高雄字天道330 問い合わせ先電話番号 0587-93-1111

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]
いつ時点の計数か	令和5年3月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]
いつ時点の計数か	令和5年3月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]
	いつ時点の計数か

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月11日	1. ②事務の概要	-	「⑥国保広域化に伴い情報集約の委託先となる国保連合会の運用管理する国保情報集約システムへ資格情報等の連携を行う。」を追加	事前	
平成29年4月11日	1. ③システムの名称	-	「国保総合システム」を追加	事前	
平成29年4月11日	5. ②所属長	住民課長 鯖瀬 武	住民課長 高木 明	事後	
平成30年1月24日	1. ③システムの名称	-	「高額療養費支給システム」「国保情報集約システム」を追加	事後	
平成30年5月11日	1. ③システムの名称	-	「THINK滞納管理システム」を追加	事前	
平成31年1月28日	5. ②所属長の役職名	住民課長 高木 明	住民課長	事後	
令和2年6月1日	1. ②事務の概要	-	⑦オンライン資格確認等に必要な資格履歴管理事務、機関別符号の取得等「事務を行う。」を追加	事前	
令和2年6月1日	1. ③システムの名称	-	「医療保険者向け中間サーバー等」を追加	事前	
令和2年6月1日	3. 個人番号の利用	-	「国民健康保険法第113条の3」を追加	事前	
令和2年6月1日	4. ②法令上の根拠	番号法第19条第7号及び同法別表第二	番号法第19条第7号、同法附則第6条第4項及び同法別表第二	事前	
令和2年6月1日	4. ②法令上の根拠	-	「国民健康保険法第113条の3」を追加	事前	
令和3年9月1日	4. ②法令上の根拠	番号法第19条第7号、同法附則第6条第4項及び同法別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項又は「国民健康保険法」が含まれる項及び第三欄が「医療保険者」が含まれる項のうち、第四欄に「医療保険給付関係情報」若しくは「医療保険各法その他の法令による給付の支給に関する情報」が含まれる項(第1項、第2項、第3項、第4項、第5項、第17項、第26項、第27項、第30項、第33項、第39項、第42項、第46項、第58項、第62項、第80項、第87項、第88項、第93項及び第106項) (別表第二における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、事務の内容に「地方税の賦課徴収」又は「国民健康保険法」が含まれる項(第27項、第42項、第43項、第44項及び第45項) 国民健康保険法第113条の3	番号法第19条第8号、同法附則第6条第4項及び同法別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項又は「国民健康保険法」が含まれる項及び第三欄が「医療保険者」が含まれる項のうち、第四欄に「医療保険給付関係情報」若しくは「医療保険各法その他の法令による給付の支給に関する情報」が含まれる項(第1項、第2項、第3項、第4項、第5項、第17項、第26項、第27項、第30項、第33項、第39項、第42項、第46項、第58項、第62項、第80項、第87項、第88項、第93項及び第106項) (別表第二における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、事務の内容に「地方税の賦課徴収」又は「国民健康保険法」が含まれる項(第27項、第42項、第43項、第44項及び第45項) 国民健康保険法第113条の3	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年4月1日	4. ②法令上の根拠	番号法第19条第8号、同法附則第6条第4項及び同法別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項又は「国民健康保険法」が含まれる項及び第三欄が「医療保険者」が含まれる項のうち、第四欄に「医療保険給付関係情報」若しくは「医療保険各法その他の法令による給付の支給に関する情報」が含まれる項(第1項、第2項、第3項、第4項、第5項、第17項、第26項、第27項、第30項、第33項、第39項、第42項、第46項、第58項、第62項、第80項、第87項、第88項、第93項及び第106項) (別表第二における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、事務の内容に「地方税の賦課徴収」又は「国民健康保険法」が含まれる項 (第27項、第42項、第43項、第44項及び第45項) 国民健康保険法第113条の3	番号法第19条第8号、同法附則第6条第4項及び同法別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項又は「国民健康保険法」が含まれる項及び第三欄が「医療保険者」が含まれる項のうち、第四欄に「医療保険給付関係情報」若しくは「医療保険各法その他の法令による給付の支給に関する情報」が含まれる項(第1項、第2項、第3項、第4項、第5項、第9項、第17項、第26項、第27項、第30項、第33項、第39項、第42項、第46項、第58項、第62項、第80項、第87項、第88項、第93項、第97項第106項及び第120項) (別表第二における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、事務の内容に「地方税の賦課徴収」又は「国民健康保険法」が含まれる項 (第27項、第42項、第43項、第44項及び第45項) 国民健康保険法第113条の3	事後	
令和5年4月1日	I-5①	扶桑町健康福祉部住民課	扶桑町健康福祉部戸籍保険課	事後	
令和5年4月1日	I-5②	住民課長	戸籍保険課長	事後	
令和5年4月1日	I-7	扶桑町総務部総務課 情報公開・個人情報保護担当 480-0102 愛知県丹羽郡扶桑町大字高雄字天道330 問い合わせ先電話番号 0587-93-1111	扶桑町総務部行政課 情報公開・個人情報保護担当 480-0102 愛知県丹羽郡扶桑町大字高雄字天道330 問い合わせ先電話番号 0587-93-1111	事後	
令和5年4月1日	I-8	扶桑町総務部総務課 情報公開・個人情報保護担当 480-0102 愛知県丹羽郡扶桑町大字高雄字天道330 問い合わせ先電話番号 0587-93-1111	扶桑町総務部行政課 情報公開・個人情報保護担当 480-0102 愛知県丹羽郡扶桑町大字高雄字天道330 問い合わせ先電話番号 0587-93-1111	事後	
令和5年4月1日	II-1	令和2年5月16日時点	令和5年3月1日時点	事後	
令和5年4月1日	II-2	令和2年5月16日時点	令和5年3月1日時点	事後	